

令和5年2月22日

公示第652号

電通健康保険組合
理事長 林 信貴

健康保険法附則第3条4項の規定により、令和5年4月1日より、令和6年3月31日までの間、特例退職被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額	320,000円
--------	----------

保険料月額	26,720円
-------	---------

介護保険料	6,080円
-------	--------

以上

掲示期間	2月22日から
	3月31日まで